

# ご所有の住宅を売却したい方へ

既存住宅に保証と安心を

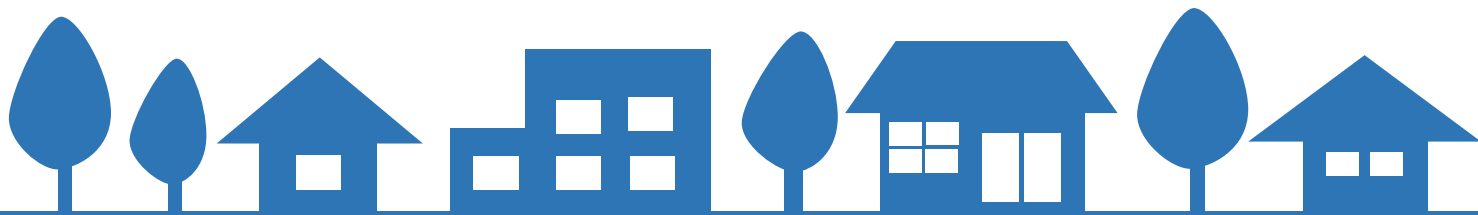
インスペクションの実施と  
既存住宅売買瑕疵保険の加入で

最大 **5** 万円を補助します!!

(※合計費用の1/2)

申込期間 令和4年4月22日(金)～令和5年3月3日(金)

インスペクションの実施と既存住宅売買瑕疵保険への加入で、安心して既存住宅の売却ができます。  
インスペクション：専門家による既存住宅の劣化・不具合の調査（建物状況調査）  
既存住宅売買瑕疵保険：売買後に瑕疵（不具合）が発見された場合の保険



## ■ 申込・お問合せ

公益社団法人 山口県宅地建物取引業協会 ☎083-973-7111

〒754-0021 山口県山口市小郡黄金町5番16号 山口県不動産会館

詳細は山口住情報紹介サイト **ハウスポ!やまぐち** で検索、またはQRコードから



## ■ 補助金の概要

1. 対象者 売却された既存住宅の売主
2. 対象経費
  - 国土交通大臣が定める「既存住宅状況調査方法基準」による調査費用
  - 既存住宅売買瑕疵保険の加入費用  
※補助金交付要綱による
3. 補助額 最大5万円  
(調査及び保険加入の合計費用の1/2)
4. 申込期間 令和4年4月22日～令和5年3月3日  
※ただし、予定戸数に達した時点で終了
5. 予定戸数 30戸

## ■ 提出書類

- 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 登記事項証明書（全部事項証明書（建物））の写し
- 調査内容、調査者の資格が確認できる書類（「調査の結果の概要」の写し等）
- 口座振替申込書（様式第1号別添様式）
- 売買に関する調査票（様式第2号）
- 売買契約書の写し
- 既存住宅売買瑕疵保険証券の写し
- 申請者が、建物状況調査事業者もしくは調査を仲介した宅地建物取引業者に対し調査経費を支払ったことが確認できる書類（請求書、領収証又は銀行振込控えの写し）
- 住宅瑕疵担保責任保険法人又は仲介者に保険料相当額を支払ったことが確認できる書類（請求書、領収証又は銀行振込控えの写し）
- その他、山口県宅地建物取引業協会が必要と認める書類